

平成26年度株式会社農林漁業成長産業化支援機構の業務の実績評価 について

平成28年 1 月 26 日

農林水産大臣

1 実績評価の根拠及び対象

株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号。以下「法」という。）に基づき平成25年 1 月に設立された株式会社であり、平成26年度は第 3 期目となる。

機構の業務については、法第36条第 1 項の規定に基づき、機構の事業年度ごとの評価を行うこととされており、今回は、平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日までの期間（以下「評価期間」という。）に係る機構の業務実績を評価する。

業務の実績評価に当たっては、対象事業活動支援団体に対する支援決定、支援対象事業活動支援団体による対象事業者への出資に対する同意の決定及び対象事業者への支援決定（以下「支援決定等」と総称する。）のそれぞれについて、

① 支援決定等の実績

② 法第22条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が定める株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（以下「支援基準」という。）に係る支援決定等の適合性

を評価するとともに、

③ 農林水産大臣が認可した収入・支出予算の執行の適正性
についても評価を行う。

また、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるようにするためには官民ファンドの活動の評価・検証等を実施する必要があるとの観点から、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。）が策定されたことを踏まえ、

- ④ 機構の運営のガイドラインへの適合性
についても併せて評価することとする。

2 個別の項目に対する実績評価

(1) 支援決定等の実績

評価期間においては、11件の対象事業活動支援団体及び対象事業活動支援の内容の決定を行ったところであり、平成25年度までに決定した40件と併せて、機構が行った支援決定は51件（支援対象事業活動支援団体数は52）、総額748.02億円（うち機構分 374.01億円）となった。

また、評価期間において、支援対象事業活動支援団体からの45件の対象事業者への出資に対して、機構は同意決定を行い、これまで合計で53件、出資決定額35.34億円（うち機構分17.67億円）となった。

このように、出資決定件数は着実に増加してきたものの、設置後相当の期間が経過しているにもかかわらず、出資実績のない支援対象事業活動支援団体が評価期間末において20あった。このため、機構が当該団体に対して、現地における対応を含めて案件組成に向けたノウハウの提供等の重点的な指導や助言を強化していくことなどにより、早期に、このような状況を改善する必要がある。

なお、設立以降、評価期間においても、農林漁業成長産業化ファンドは、民間の資金やノウハウを活用しつつ、地域に根ざしたきめ細かな支援を行う観点から支援対象事業活動支援団体を通じた間接出資を中心としてきたため、機構自らによる対象事業者への支援決定（直接出資）は行われてこなかった。今後は、多様な対象事業者のニーズに応じた支援活動を展開していく観点から、事業効果が広範に及ぶ案件等を含めて機構による直接出資が積極的に行われる必要がある（平成27年12月に初の直接出資案件を組成。）。

このため、機構においては、引き続き、直接出資案件の組成に向けた営業活動や事業計画の審査等を着実かつ効率的に行うことができる体制を維持・構築していくことが必要である。

また、機構の貸付金は支援対象事業者に対する出資と併せて貸し付け

られるものであり、評価期間においては、4件、1.88億円の実績があった。この貸付金は、資本金劣後ローンで、民間金融機関にとって資本とみなすことができる借入金であり、民間金融機関からの融資の円滑化に資するものである。また、当該貸付金は、評価期間中4件の活用があった無議決権株式とともに、資本調達において農林漁業者の実質的な出資負担の軽減を可能とするものであることから、機構による積極的な資本金劣後ローンの活用を進めていく必要がある。

(2) 支援決定等に係る支援基準の適合性

① 対象事業活動支援団体に対する支援決定の内容

機構は、評価期間中に11の対象事業活動支援団体への支援を決定した(別添参照)。これらについては、支援基準に照らして適切に支援の決定を行ったものと認められるものの、評価期間末において、設立から半年以上経っても出資実績のない支援対象事業活動支援団体が20あるなど、支援基準で求められている実施体制や担当者の業務遂行能力の審査について、改善すべき点が見受けられた。こうした支援対象事業活動支援団体に対しては、機構職員の直接訪問による重点的な助言・指導を行うなどの取組が行われているが、これと併せて、機構の支援決定に係る審査の際の評価基準をより明確化し、それを厳格に運用する必要がある。

② 支援対象事業活動支援団体から対象事業者への出資に係る機構による同意

評価期間においては、45件の案件組成が行われたところであり、その対象事業者については、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)に基づく総合化事業計画の認定を受ける必要があることに加え、法に基づく支援基準への適合性を確保するために出資に対する機構の同意のプロセ

スを経ることとしている。評価期間において機構が同意を行った案件は、別添のとおりであり、いずれの案件についても支援基準に照らして適切に機構による同意が行われている。

なお、同意に至るまでの審査プロセスを適切且つ迅速に行うために、機構と支援対象事業活動支援団体が十分な意思疎通が図られるよう、引き続き、相互の努力を求めたい。

(3) 農林水産大臣が認可した収入・支出予算の執行の適正性

機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を農林水産大臣に提出して、その認可を受けなければならない（法第28条第1項）、また、毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を農林水産大臣に提出しなければならないとされている（法第30条）。よって、評価期間に係る収入・支出の適正性の評価は、農林水産大臣が認可した平成26年度予算と評価期間における実際の収入・支出の主な項目とを対照することによって行うものとする。

① 収入

(出資金)

政府出資金の実績はないが、これは、評価期間中における支援対象事業活動支援団体への出資の実行が、平成24年度に機構に対して行われた出資による既存資金（318億円）をもって対応することが可能であったことによるものである。

民間出資金については、評価期間中に2百万円の出資を受けた。

(借入金)

借入金の実績はないが、これについても既存資金をもって対応することが可能であったことによるものである。

(事業収入)

収入予算額にはない事業収入が計上されているが、評価期間中に

農林水産省から補助金の交付を受けて、「6次産業化中央サポートセンター事業」※を実施したことや資本金劣後ローンの貸付を行ったため、その金利収入があったことによるものである。

※6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談等に対応するため、全国的な視点から民間の専門家の選定、登録、派遣等を行う事業

(事業外収入)

余裕資金に係る普通預金利息収入のほか、当該資金を流動性・安全性の高い公債等で運用したことによる利息収入である。収入予算額に比べ収入決定済額が少なかった理由は、後年度も含めた出資と当時の長期金利の利率を勘案し、長期運用から短期運用への見直しを行ったことによる利息の減等によるものである。

主要な収入データ

科 目	収入予算額	収入決定済額
	円	円
(款) 出資金収入	5,000,000,000	2,000,000
(項) 政府出資金	5,000,000,000	0
(項) 民間出資金	0	2,000,000
(款) 借入金	13,000,000,000	0
(項) 借入金	13,000,000,000	0
(目) 政府借入金	10,000,000,000	0
(目) 民間借入金	3,000,000,000	0
(款) 事業収入	0	119,543,948
(項) 補助金収入	0	119,015,218
(項) 貸付金利息収入	0	528,730
(款) 事業外収入	64,051,000	37,397,398
(項) 預金・有価証券利息収入	64,051,000	37,397,398
(款) その他	0	1,100

(項) その他	0	1,100
合 計	18,064,051,000	158,942,446

② 支出

(出資金)

評価期間中における対象事業者への出資決定件数は45件となったが、支出額としては13.17億円に留まった。

(貸付金)

評価期間中における対象事業者への貸付実績は、4件、188.1百万円に留まった。

(その他)

事業諸費、一般管理費の各項目において、予算の範囲内で執行された。

また、補助金支出は、前述の「6次産業化中央サポートセンター事業」を実施したことによるものである。

主要な支出データ

科 目	支出予算額	支出決定済額
	円	円
(項) 出資金	25,000,000,000	1,317,405,380
(目) 出資金	25,000,000,000	1,317,405,380
(項) 貸付金	10,000,000,000	188,100,000
(項) 事業諸費	121,980,000	62,853,929
(目) 事業諸費	25,077,000	17,088,974
(目) 調査費用	61,175,000	26,327,555
(目) 旅費	35,728,000	19,437,400

(項) 一般管理費	1,067,428,000	718,828,451
(目) 役職員給与	702,778,000	480,244,602
(目) 退職給与引当金繰入	7,107,000	0
(目) 諸謝金	18,661,000	6,398,700
(目) 事務費	314,325,000	232,097,140
(目) 固定資産取得費用	3,557,000	88,009
(目) 支払利息	21,000,000	0
(項) 補助金支出	0	119,015,218
合 計	36,189,408,000	2,406,202,978

以上のとおり、個別の項目について予算額と収入決定済額又は支出決定済額との差異はあったものの、農林水産大臣から認可を受けた収入・支出予算額の範囲内で執行されていた。

一方、評価期間において、出資金、貸付金の支出決定済額は支出予算額を大きく下回ることとなった。

このことについては、機構の中期経営計画において、平成28年度までに、出資されている約300億円に対応した出資の実現を目指すことを踏まえ、長期的にリターンが確保されるよう、出資拡大に向けた取組の一層の強化が必要である。また、こうした支出状況も踏まえ、合理的な予算執行により、経費削減に努めることも必要である。

3 機構の運営のガイドラインへの適合性

評価期間における機構のガイドラインへの対応状況については、以下のとおりである。

(1) 運営全般（政策目的、民業補完等）

農林漁業成長産業化ファンドは、我が国農林漁業の成長産業化を実現するために設立されたファンドであるため、農林漁業者等を主体とした六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた6次産業化事業体を出資対象とするなど、法令上の政策目的に沿って運営されているところ。

支援基準においては、機構から支援対象事業活動支援団体への出資に関し、機構以外の者からの出資合計額を機構の出資額以上とするとともに、支援対象事業活動支援団体が行う対象事業者への出資を議決権ベースで原則総議決権の2分の1以下とすることが定められている。

評価期間中においても機構による出資がこの基準に従って行われた結果、評価期間中の対象事業者への出資総額は機構による出資金の4倍を超えており、機構出資が民間資金の呼び水となったものと評価できる。

(2) 投資の態勢（監視・牽制）

機構は、ファンドオブファンズ業務について、支援対象事業活動支援団体に対して、法に基づき農林漁業の安定的な成長発展の見地に立った出資を行うよう指導等を行うことができることから、各支援対象事業活動支援団体において原則毎月開催される経営支援委員会において、GP（無限責任組合員）に対する意見聴取、定期的な財務諸表の提示請求等を行い、案件開発段階・モニタリング段階それぞれにおいて牽制機能を働かせるとともに、支援対象事業活動支援団体の案件形成能力の向上に向けた具体的な指導を行った。

また、支援対象事業活動支援団体による6次産業化事業体に対する出資決定に関する監視・牽制機能については、監査役や農林漁業の専門的な知見等のある社外取締役が、投融資検討会における審査が適切に行われているかを監視し、必要に応じて意見を述べることとしている。

更に、監視・牽制機能を一層発揮すべく、平成26年4月より、機構内

に監査役を補助し内部監査等を行う監査室、投融資部門から独立してモニタリング業務等を行うモニタリング室を設置した。

（３）投資方針及び投資決定の過程

① 対象事業活動支援団体に対する支援

機構は、対象事業活動支援団体に対する支援決定に当たって、支援基準との適合性を確認するとともに、農林漁業成長産業化委員会が定める基準に基づき、案件組成力、事業性審査力、経営支援実行力及び信用力を審査した。その上でパブリック・コメントを行うことで、農林漁業者その他の関係者の意見を聴き、さらに農林水産省の認可を経た上で決定を行うなど、適正な手続にのっとり業務を行った。

② 対象事業者に対する支援

機構は、支援対象事業活動支援団体が対象事業者に対して出資決定を行う際の同意に当たって、支援基準や投融資業務規程等に基づき、適合性、事業性、公正性及び政策性を審査した。その上で、金融・会計や農林漁業の専門的な知見のある社外取締役を委員とする農林漁業成長産業化委員会に報告し、その意見を踏まえて同意を行うなど、適正な手続にのっとり業務を行った。

（４）投資実績の評価及び開示

① モニタリング方針

機構は、支援対象事業活動支援団体の組合員として、経営支援委員会等の場を通じて、月次、四半期ごと及び年度ごとに対象事業活動の進捗状況を把握した。支援対象事業者のモニタリングについては、決算書等の財務指標による定量的な業況判定基準を整備（平成27年２月）した上で、業況把握・分析を行い、その結果を投融資検討会、農林漁業成長産業化委員会に付議・報告した。また、支援対象事業者への経営支援について、当該モニタリング結果も踏まえ実施した。

② モニタリングや評価の基本となるべき開示情報の数値化

機構において、支援対象事業活動支援団体等のモニタリングを行う際に必要となる事後検証可能な指標（KPI）について、政策目的、支援基準等を踏まえて数値化し、平成26年６月に策定・公表した。

(5) ポートフォリオマネジメント、民間出資者の役割

機構は、元本を確保できる投資採算の基準を設定し、各支援対象事業活動支援団体に対してこの確保を要請しているほか、機構の専務CIO (Chief Investment Officer)が責任者としてポートフォリオマネジメントを行い、その状況を投融資検討会に報告するとともに、投融資検討会での議論の結果をマネジメントにフィードバックした。

なお、機構においては、全国の各地域において、多種多様な原料（農畜産物（穀類、野菜、果樹、豚肉、鶏肉等）・林産物・水産物）や業種（製造業・流通業・外食中食）等を対象とするとともに、まだ案件形成されていない地域に機構職員を派遣すること等により案件形成を促すことで、地域的な偏りにも配慮し、一定のリスク分散を図ることとしている。

また、民間出資者においては、出向職員を派遣する等、機構の円滑な運営に貢献している一方で、農林漁業成長産業化委員会における対象事業活動支援団体に対する支援決定にあたっては、機構法において、対象事業活動支援団体と特別の利害関係を有する委員の議決を禁止する等、利益相反防止措置が適切に図られている。

(6) 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

① 国民への説明責任

機構が支援決定を行う対象事業活動支援団体については、支援決定前及び支援決定後において、機構のホームページで民間出資者、出資金額等を公表した。

支援対象事業活動支援団体による支援の対象となる対象事業者については、機構の同意後において、機構のホームページで、支援対象事業活動支援団体、出資金額等を公表した。

② 監督官庁及び出資者たる国との関係

機構は、投資内容について、監督官庁及び出資者たる国に報告を行ってきたところであるが、案件の増加が見込まれる中で更に適時適切な報告を求めることとしたい。

以上のとおり、評価期間においては、おおむねガイドラインに沿った運営がなされていた。

一方、引き続き、支援対象事業活動支援団体から対象事業者への出資を拡大していくことに加え、機構による対象事業者への直接出資も積極的に活用する必要がある。今後とも、ガイドラインに沿った適切な事業運営を実現するためには、機構のみならず支援対象事業活動支援団体を含めた農林漁業成長産業化ファンド全体として、これまで以上に効率的かつ効果的な業務を行うことが不可欠である。

具体的には、支援対象事業活動支援団体により案件組成実績に差が生じていることから、機構によるモニタリング業務を本格化し、その結果を踏まえた支援対象事業活動支援団体への適切な助言・指導を通じ、各支援対象事業活動支援団体の投資活動や6次産業化事業体への経営支援を早期に軌道にのせることが必要である。

また、機構が直接出資を行う場合には、機構が直接的に対象事業者への経営支援を行うとともに、出資案件増加に伴うファンド全体でのポートフォリオマネジメントもより重要となるため、機構における業務手法の合理化や、効率的な業務を行うための職員の確保・スキルの向上が必要である。

4 その他の取組

(1) 評価期間における機構の業務提携の締結

評価期間中に、沖縄振興開発金融公庫、日本通運株式会社、公益社団法人日本農業法人協会の3事業者と業務提携に関する覚書を締結したことにより、平成25年度までに締結したものも含めて計10組織と業務提携に関する覚書を締結した。

機構においては、業務提携の枠組みを活用した取組として、例えば（独）日本貿易振興機構から欧州における水産物の需要動向に係る情報等の提供を受け、案件審査への活用等を行っている。今後も業務提携を案件組成等に結び付けていくことが必要である。

平成26年度における業務提携先事業者一覧

事業者名	締結日
沖縄振興開発金融公庫	平成26年7月24日
日本通運株式会社	平成26年7月30日
公益社団法人日本農業法人協会	平成26年10月15日

(2) 6次産業化中央サポートセンター事業の実施

機構は、農林水産省の補助事業を活用して、評価期間中に6次産業化中央サポートセンター事業を実施した。

6次産業化中央サポートセンターでは、全国の6次産業化サポートセンターと連携し、さまざまな分野・領域に精通した6次産業化プランナーを派遣（延べ派遣件数1,645件）し、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援した。派遣を受けた606事業者のうち、16事業者が六次産業化・地産地消法の計画認定に繋がり、更に2事業者は、農林漁業成長産業化ファンドの出資に繋がった。

(3) 農林漁業成長産業化ファンドの活用推進

農林水産省において、ファンド活用における農林漁業者やパートナー企業の出資負担の軽減を図るため、一定の要件を満たした場合、従来50%を

上限としていた支援対象事業活動支援団体の出資割合の引き上げが可能となるよう、平成26年10月に支援基準を改正した。

また、ファンドの積極的な活用に向け、農林漁業を営む個人や団体・企業に対して、ファンドを活用する場合の留意点や活用事例、ファンド活用における資金調達の具体的方法などを明らかにするため、「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を平成26年10月に策定・公表した。

更に、6次産業化に取り組む農業法人の生産基盤の確立に向けて、「農業の6次産業化に必要な農業生産基盤の充実について～「出資」の活用に向けたガイドライン～」を平成27年3月に策定・公表した。

これらは、いずれも農林漁業者におけるファンドの活用を促すものであり、機構においてもこれらの現場への周知を図っていくことが必要である。

5 総括

支援対象事業活動支援団体から対象事業者への出資決定件数については、平成26年3月末までは8件に留まっていたが、評価期間には45件の出資決定が行われるなど、一定の増加が図られてきたと捉えられる。

一方で対象事業者への出資決定額の評価期間までの累計は35.34億円（うち機構分17.67億円）となっており、機構の中期経営計画（平成26年度～平成28年度）を踏まえると、初年度の実績としては極めて不十分と評価をせざるを得ない。

このため、機構においては、直接出資を含めた出資拡大に向けた一層の取組強化が必要である。特に、支援対象事業活動支援団体については、評価期間までに52が設立され、ほぼ全国を網羅しており、農林漁業成長産業化ファンドの推進体制は、一定の整備が図られたものと考えているが、機構にとって、この体制を十分機能させることが重要な課題であり、支援対象事業活動支援団体へのモニタリングを通じ、案件形成実績の乏しい団体については、早期に投資活動等を軌道に乗せる必要がある。なお、この際、機構と支援対象事業活動支援団体の間において十分な意思疎通が図られることが重要であり、例えば、機構の同意審査プロセスにおいて、支援対象事業活動支援団体に対して審査の着眼点等をより解りやすく伝える等、案

件組成の迅速化のための努力を求めたい。

また、機構においては、直接出資も含め、出資の拡大が必要となる一方で、経営支援やモニタリングを本格的に実施するとともに、出資案件全体のポートフォリオ管理を行うことの重要性が高まるため、業務手法の合理化や効率的な業務を行うための体制の整備、大型・広域案件の組成の促進、円滑な経営支援を行うための各職員の能力の向上等、更なるスキル向上に努めることが必要である。

(参考) 基本情報 (平成27年3月末現在)

1. 主要な営業所

本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号

2. 出資金

総額318.02億円

（国：300億円
民間企業：18.02億円）

3. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数：4,000,000株

(2) 発行済株式の総数：636,040株

(3) 株主数：11

株 主 名	(株) 農林漁業成長産業化支援機構への出資状況		
	持 株 数	出資比率	出 資 額
財務大臣	600,000株	94.33%	300億円
カゴメ株式会社	6,000株	0.94%	3億円
農林中央金庫	6,000株	0.94%	3億円
ハウス食品グループ本社株式会社	6,000株	0.94%	3億円
味の素株式会社	4,000株	0.62%	2億円
キッコーマン株式会社	4,000株	0.62%	2億円
キューピー株式会社	4,000株	0.62%	2億円
株式会社商工組合中央金庫	2,000株	0.31%	1億円
日清製粉株式会社	2,000株	0.31%	1億円
野村ホールディングス株式会社	2,000株	0.31%	1億円
トヨタ自動車株式会社	40株	0.01%	0.02億円

4. 従業員の状況 (平成27年3月31日現在、出向者含み、契約社員を除く。)

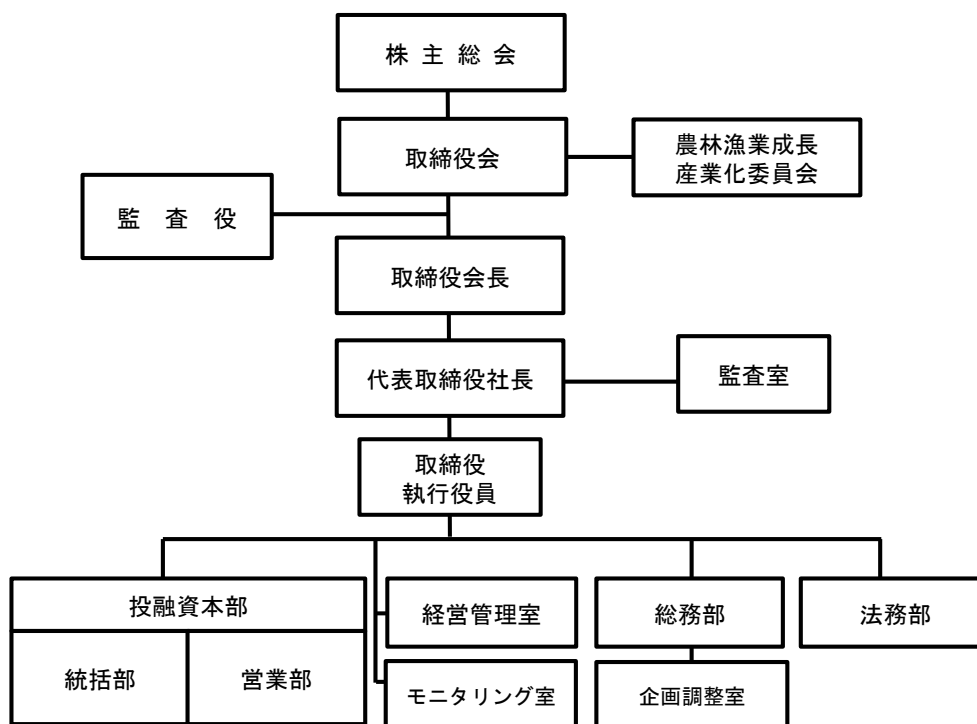
従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名	7名	44.1歳	1.4

5. 役員

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
◎取締役会長(非常勤)	堀 紘一	株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役会長
○代表取締役社長CEO	大多和 巖	
取締役専務CIO	古我 繁明	
取締役常務CCO(非常勤)	村 和男	村・宮舘法律事務所 國學院大學法科大学院教授
※取 締 役(社外)	阿部 禧一	阿部禧一税理士事務所 代表 全国農業経営専門会計人協会 代表理事
※取 締 役(社外)	大西 茂志	全国農業協同組合中央会 常務理事
※取 締 役(社外)	古関 和則	全国漁業協同組合連合会 専務理事
※取 締 役(社外)	箕輪 光博	日本林業協会 理事 大日本山林会 会長
※取 締 役(社外)	藤井 豊明	ハウス食品グループ本社株式会社 取締役
監 査 役(社外)	篠原 修	政策研究大学院大学 名誉教授 東京大学 名誉教授

注) ◎は農林漁業成長産業化委員長、○は同委員長代理、※は同委員を示す。

6. 組織図



7. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,940,588	流動資産	97,032
現金及び預金	1,739,886	リース債務	783
営業投資有価証券	1,372,799	未払金	24,370
有価証券	24,500,000	未払費用	14,102
営業貸付金	188,100	未払法人税等	37,194
前払費用	7,777	賞与引当金	13,877
未収入金	119,015	その他	6,703
その他	13,010	固定負債	10,561
固定資産	2,065,894	リース債務	1,436
有形固定資産	32,253	退職給付引当金	4,644
建物	29,715	役員退職慰労引当金	4,480
工具、器具及び備品	18,375	負債合計	107,593
リース資産	3,918	(純資産の部)	
減価償却累計額	△19,756	株主資本	29,951,330
無形固定資産	9,414	資本金	17,501,000
商標権	811	資本剰余金	14,301,000
ソフトウェア	8,602	資本準備金	14,301,000
投資その他の資産	2,024,226	利益剰余金	△1,850,669
投資有価証券	1,997,004	その他利益剰余金	△1,850,669
敷金及び保証金	27,222	繰越利益剰余金	△1,850,669
繰延資産	52,441		
創立費	13,621		
開業費	8,128		
株式交付費	30,690	純資産合計	29,951,330
資産合計	30,058,924	負債・純資産合計	30,058,924

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

(2) 損益計算書

〔 自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		119,543
売上原価		320,031
売上総損失		200,487
販売費及び一般管理費		796,058
営業損失		996,545
営業外収益		
受取利息	539	
有価証券利息	36,858	
その他の	1	37,398
営業外費用		
創立費	4,953	
開業費	2,868	
株式交付費	33,449	41,271
経常損失		1,000,418
税引前当期純損失		1,000,418
法人税、住民税及び事業税		3,800
当期純損失		1,004,218

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

(3) 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	その他利益 剰 余 金		
			繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	17,500,000	14,300,000	△846,450	30,953,549	30,953,549
当期変動額					
新株の発行	1,000	1,000	—	2,000	2,000
当期純損失			△1,004,218	△1,004,218	△1,004,218
当期変動額合計	1,000	1,000	△1,004,218	△1,002,218	△1,002,218
当期末残高	17,501,000	14,301,000	△1,850,669	29,951,330	29,951,330

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示している。)

A-FIVE 出資案件について

事業者名	サブファンド (SF)の 主な出資者	SFによる 出資決定額 (単位:百万円)	事業内容	出資 同意 決定日
(株)マイセン ファインフード (福井県 鯖江市)	JAグループ	SF 50(25)※ 出資総額 100	● 玄米・大豆を原料とした精肉 代替商品の商品開発・販売	H26.4.14
(株)ベジタ コーポレーション (広島県 福山市)	中国銀行	SF 100(50)※ 出資総額 200	● 産地リレーにより九州全域 及び消費地へのカット野菜 の製造販売	H26.4.14
いずも食品加工(株) (福岡県 糸島市)	JAグループ	SF 35(17.5)※ 出資総額 70	● 九州産の野菜を活用し、九 州全域及び消費地向け惣菜 の販売	H26.4.14
(株)カゴシマバンズ (鹿児島県 霧島市)	エー・ピー カンパニー	SF 30(15)※ 出資総額 60(注1)	● 外食チェーン向け「黒さつま 鶏」の加工販売	H26.4.14
(株)ひこま豚 (北海道 森町)	北洋銀行	SF 3(1.5)※ 出資総額 6	● 養豚事業者による独自ブラ ンドの飲食店、直売及び外 食事業	H26.5.12
(株)J-ACEひびき (埼玉県 川越市)	JAグループ	SF 150(75)※ 出資総額 300	● 農業者団体が鶏・豚肉を中 心とした外食事業に進出	H26.5.12
(株)神明 アグリノベーション (東京都 中央区)	三井 住友銀行	SF 10(5)※ 出資総額 20	● 需要者ニーズに基づき、多 様な業務用の米需要に応じ た販売	H26.5.12
日本ワイン 農業研究所(株) (長野県 東御市)	八十二銀行	SF 68.1(34.05)※ 出資総額 136.2	● 地元ぶどう・りんごのワイン 及びシードルの醸造、販売	H26.5.12
(株)西栗倉・森の学校 (岡山県 西栗倉村)	JAグループ	SF 163.3(81.67)※ 出資総額 326.6	● 間伐材を原料とした加工品 の製造、販売	H26.5.12
(株)いなほ農園 (愛媛県 八幡浜市)	愛媛銀行	SF 15(7.5)※ 出資総額 30	● 「媛っこ地鶏」を活用した加 工品の販売と新たに飲食 店・直売所に進出する事業	H26.5.12
西日本フレッシュ フーズ(株) (熊本県 熊本市)	西日本 シティ銀行	SF 150(75)※ 出資総額 300	● 生産者と青果卸が連携し、 カット野菜・カット果物サラダ 等の製造販売	H26.5.12
(株)ワンダーファーム (福島県 いわき市)	福島県地域 金融機関等	SF 240(120)※ 出資総額 480	● トマト加工品の製造販売や レストラン運営事業に進出し、 被災地の復興を目指す事業	H26.5.30
香取プロセスセンター(株) (千葉県 香取市)	千葉銀行等県 内11金融機関	SF 50(25)※ 出資総額 100	● 地元産野菜を中心とした業 務用カット野菜及び漬物の 製造販売	H26.5.30
(株)フレッシュベジ 加工 (長野県 長野市)	八十二銀行	SF 45(22.5)※ 出資総額 90	● 産地リレー体制による業務 用及び消費者向けカット野 菜の製造販売	H26.5.30
(株)佐田岬の鬼 (愛媛県 松山市)	伊予銀行	SF 75(37.5)※ 出資総額 150	● 量販店、外食店の需要に応 じた付加価値の高い手法に よるしらすの加工販売	H26.5.30

※：()内はA-FIVE出資相当分

事業者名	サブファンド (SF)の 主な出資者	SFによる 出資決定額 (単位:百万円)	事業内容	出資 同意 決定日
(株)にいがたワイン ビレッジ (新潟県 新潟市)	第四銀行	SF 50(25)※ 出資総額 100	● 新たな顧客層向けワイン 生産や、農畜産物と併せ た販売・飲食事業	H26.6.23
(株)米心石川 (石川県 金沢市)	JAグループ	SF 260(130)※ 出資総額 520	● 石川県産米を使用した寿 司加工品等の新商品開発 や、新規直営店の出店	H26.7.4
(株)マース (熊本県 益城町)	肥後銀行	SF 99.5(49.75)※ 出資総額 199	● 熊本県産農畜産物の加工 品(野菜セットバック・ドライ エイジングビーフ等)の製 造販売	H26.7.4
(株)アグリゲート 東北 (山形県 河北町)	七十七銀行	SF 6.9(3.48)※ 出資総額 13.9	● 果樹農家とパートナー企業 が連携したギフト販売、輸 出等による果物の加工販 売事業	H26.8.8
(株)ジャパンアグリ イノベーション (茨城県 古河市)	三井住友銀行 常陽銀行 (注2)	(三井住友24.8、常陽6.2) SF 31(15.5)※ 出資総額 62	● 野菜農家が連携し、契約 栽培による野菜等の周年 出荷販売事業	H26.8.8
(株)ピュアディッシュ (千葉県 千葉市)	JAグループ	SF 60(30)※ 出資総額 120	● 新たな技術(真空低温調理 法)を導入した野菜や鶏肉 等の国産農畜産物の加 工・販売事業	H26.8.8
東京デリカテッセン(株) (千葉県 旭市)	千葉銀行等県 内11金融機関	SF 35(17.5)※ 出資総額 70	● ブランド豚「なでしこポー ク」を主材料とした外食事 業展開	H26.8.8
(株)食縁 (和歌山県 新宮市)	紀陽銀行	SF134.9(67.45)※ 出資総額 269.8	● プリを中心とした養殖魚の フィレ加工品の輸出等販売 事業	H26.8.8
(株)ヒロサキ (青森県 弘前市)	青森銀行	SF31.5(15.76)※ 出資総額 63	● 地元生産のりんごを使用し たカットりんご等の加工・販 売事業	H26.9.11
(株)つちのか (栃木県 足利市)	足利銀行	SF 9(4.5)※ 出資総額 18	● マール牛やアスパラガス等 の地元産農畜産物の加工 食品の製造・販売事業	H26.9.11
(株)特産野菜ネット (兵庫県 南あわじ市)	みなと銀行	SF 40(20)※ 出資総額 80	● 淡路島産原料を中心とした 国産乾燥野菜(たまねぎ 等)の製造・販売事業	H26.9.11
(株)アグリリンク エブリイ広島 (広島県 福山市)	広島銀行	SF 40(20)※ 出資総額 80	● 白菜等を使用したキムチ・ カット野菜等の製造・販売 事業	H26.9.11
(株)はらだ牧場 (徳島県 美馬市)	阿波銀行	SF 50(25)※ 出資総額 100	● ブランド豚「阿波ポーク」を 使用した外食事業	H26.11.6
里山アグリ(株) (岡山県 倉敷市)	トマト銀行	SF 10(5)※ 出資総額 20	● 県産農産物を使用したレス トラン、加工品の製造・販 売事業	H26.12.12
(株)食のかけはし カンパニー (沖縄県うるま市)	琉球銀行	SF 85(42.5)※ 出資総額 170	● ハラル認証を取得した商 品開発等、惣菜等加工品 の販売・輸出事業	H26.12.12

※：()内はA-FIVE出資相当分

事業者名	サブファンド (SF)の 主な出資者	SFによる 出資決定額 (単位:百万円)	事業内容	出資 同意 決定日
もったいねーべ(株) (茨城県水戸市)	足利銀行	<u>SF 31(15.5)※</u> 出資総額 62	● 芋・栗ペースト等の新商品の 開発・販売事業	H27.1.15
(株)茨城もぎたて ファクトリー (茨城県茨城町)	JAグループ	<u>SF 50(25)※</u> 出資総額 100	● 冷凍総菜として外食事業者 等に販売事業	H27.1.15
ファンガーデン(株) (愛媛県松山市)	伊予銀行	<u>SF 68(34)※</u> 出資総額 136	● 野菜苗・花苗等を小売店舗 展開により消費者に直接販 売事業	H27.1.15
(株)岡崎牧場 (宮崎県宮崎市)	宮崎銀行	<u>SF46.7(23.4)※</u> 出資総額 163.4 (注1)	● 牛肉及びドライエイジング ビーフ(熟成肉)の加工販売 及び外食事業	H27.1.15
(株)さつま福永牧場 (鹿児島県さつま町)	鹿児島銀行	<u>SF 10(5)※</u> 出資総額 20	● 牛肉及びドライエイジング ビーフ(熟成肉)の加工販売 事業	H27.1.15
北海道そば製粉(株) (北海道苫小牧市)	北海道銀行	<u>SF 100(50)※</u> 出資総額 200 (注1)	● 北海道産玄そばを使用した そば粉製造・販売	H27.2.10
(株)どさんこミュゼ (北海道七飯町)	北洋銀行	<u>SF149(74.5)※</u> 出資総額 316.6 (注1)	● 農畜産物加工及び飲食施設 等運営を行う滞在型観光事 業	H27.2.10
(株)岩手 ファーマーズミート (岩手県奥州市)	北日本銀行	<u>SF 50(25)※</u> 出資総額 100	● 県産牛肉を冷凍技術により、 鮮度維持を図り、外食事業 者等に販売	H27.2.10
(株)さんまいん (山口県美祢市)	西京銀行	<u>SF 15(7.5)※</u> 出資総額 30	● コンテナ型保冷庫による菌 床しいたけの加工販売	H27.2.10
(株)ヴァンパール フーズ (福岡県福岡市)	西日本 シティ銀行	<u>SF 20(10)※</u> 出資総額 40	● はちみつ及び柑橘類を使用 した加工品の製造販売	H27.2.10
創成(株) (熊本県御船町)	肥後銀行	<u>SF 50(25)※</u> 出資総額 100	● 大豆等を使用した健康食 品・化粧品原材料の加工販 売	H27.2.10
ベルグ福島(株) (福島県川俣町)	JAグループ	<u>SF125(62.5)※</u> 出資総額 250	● 植物ワクチン接種技術を活 用した野菜苗の加工販売	H27.3.2
(株)ポタジェ (和歌山県紀の川市)	南都銀行	<u>SF 45(22.5)※</u> 出資総額 90	● 奈良・和歌山県の農業者が 中心となったカット野菜の製 造・販売	H27.3.2
(株)タケノフード サービス (福岡県福岡市)	西日本 シティ銀行	<u>SF 70(35)※</u> 出資総額 140	● 養鶏農家が生産する鶏・卵 を主体とした鶏しゃぶ等の外 食事業	H27.3.2
(株)ファーム クリエイト (熊本県菊陽町)	西日本 シティ銀行	<u>SF 42(21)※</u> 出資総額 84	● 畜産農家が生産する和牛・ 馬を使用した外食事業	H27.3.2

※：()内はA-FIVE出資相当分 (注1)：無議決権株式を含む (注2)：複数のサブファンドからの共同出資

【サブファンドの概要】

サブファンド名	G Pに関する情報	出資構成	出資総額	存続期間	サブファンド所在地
【平成 26 年 4 月 25 日支援決定】					
きょうと農林漁業成長支援ファンド投資事業有限責任組合	テクノロジーシードインキュベーション（株） （代表者）住西 裕之 （所在地）京都市下京区松原通烏丸西入玉津嶋町 316-2 京銀リース・キャピタル（株） （代表者）勝田 純一 （所在地）京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 731 番地	（株）京都銀行：448 百万円 京都信用金庫：20 百万円 京都中央信用金庫：20 百万円 京都北都信用金庫：10 百万円 テクノロジーシードインキュベーション（株）：1 百万円 京銀リース・キャピタル（株）：1 百万円 （株）農林漁業成長産業化支援機構：500 百万円	1,000 百万円	15 年間	京都府
【平成 26 年 5 月 26 日支援決定】					
りゅうぎん6次産業化ファンド投資事業有限責任組合	山田ビジネスコンサルティング（株） （代表者）増田 慶作 （所在地）東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館14階	（株）琉球銀行：245 百万円 山田ビジネスコンサルティング（株）：5 百万円 （株）農林漁業成長産業化支援機構：250 百万円	500 百万円	15 年間	沖縄県（東京都）
【平成 26 年 7 月 28 日支援決定】					
FFG 農林漁業成長産業化支援投資事業有限責任組合	（株）福岡キャピタルパートナーズ （代表者）山川 正翁 （所在地）福岡県福岡市博多区上川端町 12 番 20 号	（株）福岡銀行：999 百万円 （株）福岡キャピタルパートナーズ：1 百万円 （株）農林漁業成長産業化支援機構：1,000 百万円	2,000 百万円	15 年間	福岡県
【平成 26 年 8 月 25 日支援決定】					
しが農林漁業成長産業化投資事業有限責任組合	しがぎんリース・キャピタル（株） （代表者）西川 健三郎 （所在地）滋賀県大津市浜町 4 番 28 号 浜町ビル	（株）滋賀銀行：205 百万円 滋賀中央信用金庫：10 百万円 湖東信用金庫：10 百万円 長浜信用金庫：10 百万円 しがぎんリース・キャピタル（株）：10 百万円 （株）農林漁業成長産業化支援機構：250 百万円	500 百万円	15 年間	滋賀県
ナント6次産業化サポート投資事業有限責任組合	南都リース（株） （代表者）米田 清貴 （所在地）奈良県奈良市大森町 52 番地の1	（株）南都銀行：249 百万円 南都リース（株）：1 百万円 （株）農林漁業成長産業化支援機構：250 百万円	500 百万円	15 年間	奈良県
【平成 26 年 9 月 29 日支援決定】					
東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合	東和銀リース（株） （代表者）福田 忍 （所在地）前橋市本町2丁目14番8号	（株）東和銀行：390 百万円 （株）みずほ銀行：100 百万円 東和銀リース（株）：10 百万円 （株）農林漁業成長産業化支援機構：500 百万円	1,000 百万円	15 年間	群馬県
福銀6次産業化投資事業有限責任組合	福銀ビジネスサービス（株） （代表者）神崎 典央 （所在地）福井市順化1丁目1番1号	（株）福井銀行：499 百万円 福銀ビジネスサービス（株）：1 百万円 （株）農林漁業成長産業化支援機構：500 百万円	1,000 百万円	15 年間	福井県
但馬・養父6次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合	但銀リース（株） （代表者）小高 吉彦 （所在地）豊岡市千代田町1番24号	（株）但馬銀行：50 百万円 （株）みずほ銀行：48 百万円 但銀リース（株）：2 百万円 （株）農林漁業成長産業化支援機構：100 百万円	200 百万円	15 年間	兵庫県

【平成 26 年 10 月 27 日支援決定】					
ほくえつ六次産業化 応援ファンド投資事 業有限責任組合	北越リース(株) (代表者) 稲葉 崇 (所在地) 長岡市今朝白 1 丁目 9 番 20 号	(株) 北越銀行 : 249 百万円 北越リース(株) : 1 百万円 (株) 農林漁業成長産業化支援機構 : 250 百万円	500 百万円	15 年間	新潟県
【平成 26 年 12 月 22 日支援決定】					
きたぎん六次産業化 支援ファンド投資事 業有限責任組合	きたぎんリース・システム(株) (代表者) 金澤 陽一 (所在地) 盛岡市木材町 2 番 2 3 き たぎん材木町ビル 4F	(株) 北日本銀行 : 249 百万円 きたぎんリース・システム(株) : 1 百万円 (株) 農林漁業成長産業化支援機構 : 250 百万円	500 百万円	15 年間	岩手県
【平成 27 年 3 月 23 日支援決定】					
やまなし 6 次産業化 応援投資事業有限責 任組合	山梨中銀経営コンサルティング(株) (代表者) 降矢 英文 (所在地) 山梨県甲府市丸の内 1-20-8	(株) 山梨中央銀行 : 249 百万円 山梨中銀経営コンサルティング(株) : 1 百万円 (株) 農林漁業成長産業化支援機構 : 250 百万円	500 百万円	15 年間	山梨県

官民ファンドの運営に係るガイドライン

平成 25 年 9 月 27 日
 官民ファンドの活用推進に関する
 関係閣僚会議決定
 平成 26 年 6 月 27 日
 一部改正
 平成 26 年 12 月 22 日
 一部改正

日本経済を停滞から再生へ、そして成長軌道へと定着させるため、成長戦略により、企業経営者の、そして国民一人ひとりの自信を回復し、「期待」を「行動」へと変えていき、澁んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく。大胆な新陳代謝や新たな起業を促し、研究開発を加速し、地域のリソースを活用し、農林水産業を成長産業にし、日本の産業と企業のグローバル化を促進し、社会資本整備等に民間の資金や知恵を導入する。これらの施策を推進するために、財政健全化、民業補完に配慮しつつ、官民ファンドが効果的に活用されることが期待されている。

官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるためには、①各々の政策目的に応じた投資案件の選定・採択が適切に行われていること、②投資実行後のモニタリングが適切に行われていること、③投資実績が透明性を持って情報開示されており、監督官庁及び出資者たる国及び民間出資者に適時適切に報告されていること、④成長戦略の観点から特に重視すべき、創業・ベンチャー案件への資金供給について特段の配慮がなされていること、⑤官民ファンドが民業圧迫になっておらず、効率的に運用されていること、等が重要である。

政府としては、関係行政機関が官民ファンドを設立して終わりにするのではなく、日本経済の成長のため、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことが必要である。

このような観点から、官民ファンドの運営上の課題について、世耕内閣官房副長官を座長として、関係府省と有識者からなる「官民ファンド総括アドバイザー委員会」を開催して検討を行い、同委員会として、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）をまとめた。今後、関係府省一体となって定期的に官民ファンドの運営状況等の検証を行うこととするため、今般、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）を設け、ガイドラインを閣僚会議決定とするとともに、閣僚会議の下に、関係府省と有識者からなる「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」（以下「幹事会」という。）を置き、これらをガイドラインに基づいて定期的な検証を行う場として位置づけることとする。

なお、閣僚会議及び幹事会での検証は、閣僚会議の構成員となる各府省の大臣が所管するもののうち主なもの（注1）を中心に行うこととするが、構成員以外の府省が所管のものも

含め、他のファンドの検証へのガイドラインの活用についても継続的に検討していくこととする。

(注1) 検証を行う主たる官民ファンドは、(株)産業革新機構、(独)中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構、(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、(株)海外需要開拓支援機構、耐震・環境不動産形成促進事業、(株)日本政策投資銀行における競争力強化ファンド、(株)海外交通・都市開発事業支援機構、(独)科学技術振興機構

1 運営全般（政策目的、民業補完等）

- ① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。
- ② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。
- ③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業（地域での起業を含む）支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成（投資態勢、窓口体制、人材育成機能等）となっているか。
- ④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給（民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等）との関係・役割分担等は適切に理解されているか。
- ⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。
- ⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。
- ⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。
- ⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。

2 投資の態勢及び決定過程

2.1 投資の態勢

- ① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。
- ② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。（注2）
- ③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。（注2）
- ④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、

導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか（大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等）。（注 2）

- ⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か（給与・賞与レベル、成功報酬、競業避止義務等の退職に関する制限の有無等）。
- ⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。

（注 2）具体的なそれぞれの組織の機能及び要件の内容については別添に記載。

2.2 投資方針

- ① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか（業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか（標準類型等））。
- ② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。
 - ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価
 - ・ 民間資金の呼び水機能
 - ・ 民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止や競争に与える影響の最小限化（補完性、比例（最小限）性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等）
 - ・ 投資採算（投資倍率、回収期間、IRR等）、EXIT実現可能性の確認
 - ・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等）

2.3 投資決定の過程

- ① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。
- ② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。

2.4 経営支援（ハンズオン）

- ① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。

2.5 投資実績の評価及び開示

- ① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。

- ・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する
 - ・ 投資先企業（注3）の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する
 - ・ EXITの方法、時期は、個別の案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する
- ② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。
- ③ 個別案件及びファンド全体において、政策目的との関係で効果的な運用となっているか。
（運用目標や政策目的の達成状況が事後検証可能な指標（KPI）等を個別案件において設定し評価を行っているか、また、ファンド全体のKPIについても設定、公表がされているか等）
- ④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。
- （注3）ここで言う投資先企業は、ファンドからの直接の投資先その他、プロジェクトファイナンスで形式上JVやSPCなどを受皿として出資する場合については、当該受皿となるものを実質的に運営する主体等を指す。

2.6 投資の運用方針の見直し

- ① 投資の運用実績の評価に基づき、運用方針の変更等が適切に行われているか。
（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（PLやBS等の指標）、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とそれらの対応などが適切に行われているか）

3 ポートフォリオマネジメント

- ① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネジメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。
- ② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。

4 民間出資者の役割

- ① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。
- ② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。
- ③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。
- ④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。

- ・投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。
- ・投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（E X I T）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。

5 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

- ① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。
- ② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、国民に対しての説明責任を果たしているか。
- ③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。
 - ・投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等
 - ・投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（E X I T）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等
- ④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由について事前の説明も含め適切に報告しているか。

(別添)官民ファンドに求められる組織体制

機能: 重要な投資に係る決定を行う機能の監視・牽制
要件: 独立性、専門性
監査役、アドバイザリーボード等

機能: 重要な投資に係る決定
要件: 専門性、独立性、中立性(常勤者と社外取締役(企業経営の経験者などを含む)等)

機能: 通常の投資に係る決定(注)を行う機能の監視・牽制
要件: 独立性、専門性
監査役、社外取締役、アドバイザリーボード等

機能: 通常の投資に係る決定(注)
要件: 常勤、短周期(毎週等)の開催

…重要な意思決定(利益相反に関する判断を含む)、ポートフォリオ管理、特に重要な投資案件

内部組織

チェック機能

法令に基づいて行う監査の機能と、それを補助するものとして社外有識者等からなる助言を行う機能(アドバイザリーボード等)を整理・明確化した上で、それぞれの権限・責任に応じ、監視・牽制を行う。

機能: 投資案件の発掘、DDの実施
要件: 常勤、人材育成の観点
担当部署等

…全ての投資案件

(注) 重要な意思決定案件(利益相反に関する判断を含む)、ポートフォリオ管理、特に重要な投資案件等の上位決定機能への付議の決定を含む

投資候補案件

農林漁業成長産業化支援機構

中期経営計画(2014～2016年度)の概要

別添 4

平成26年6月23日
株式会社農林漁業成長産業化支援機構

1. 本計画の位置付け

本計画期間を、機構設立直後の立上げ期間に続く、本格的投資拡大期と位置づけ、6次産業化事業体への出資にサブファンドとともに取り組む。
(25年度末実績：41サブファンド、総額666億円(支援決定ベース))

2. 経営理念と投資方針

(1) 経営理念

- ・ 単に資本を提供する投資家ではなく、事業をよく見て、その発展に向けて二人三脚で歩む投資を行う
- ・ 投資を通じて産地の価値をひろく国内外の消費者に届けるバリューチェーンを形成し、農林漁業者、パートナー企業、消費者みんなが幸せになれる事業を支援することで、地域の雇用拡大、農山漁村の活性化に貢献する。

(2) 投資方針

- ・ 機構として出資全体でリターンが確保できる水準を目指す。
- ・ サブファンドを通じた間接出資の手法をとることにより、農林漁業者の所得の確保・地域における雇用の創出に加え、地域金融機関のリレーションシップバンキング機能の向上、地域における人材育成にも資することを目指した出資を行う。
- ・ 多様な事業に出資を行うことに加え、機構全体の中でのリターンが確保できるようなポートフォリオマネジメントを実施。等

3. 事業目標

本計画期間中の可能な限り早期に、現在、当社に出資されている約300億円に対応した出資の実現を目指すこととし、将来的に1,000億円超の出資実行を目指す。等

4. 具体的取組事項

- (1) 大型ファンド・テーマファンド・2号ファンドの組成推進
- (2) 農林漁業者の活用増に向けた積極的営業の推進
- (3) 機構活用のメリットを明確にした上での、2次・3次産業事業者へのアプローチの強化
- (4) 案件組成能力の向上(GPが案件組成できる土壌の育成)
- (5) 制度に知悉し、案件(スキーム)提案ができる機構職員の育成
- (6) 将来マッチングを提案できるような、顧客(投資先)ネットワークの構築・強化 等

5. 事業の評価

- (1) 機構におけるKPIについては、収益性・政策性の2つの視点から設定。
- (2) 政策性については、経営形態・取組内容が多様である農林漁業者の6次産業化の取組が反映されるよう、多面的な指標を設定。